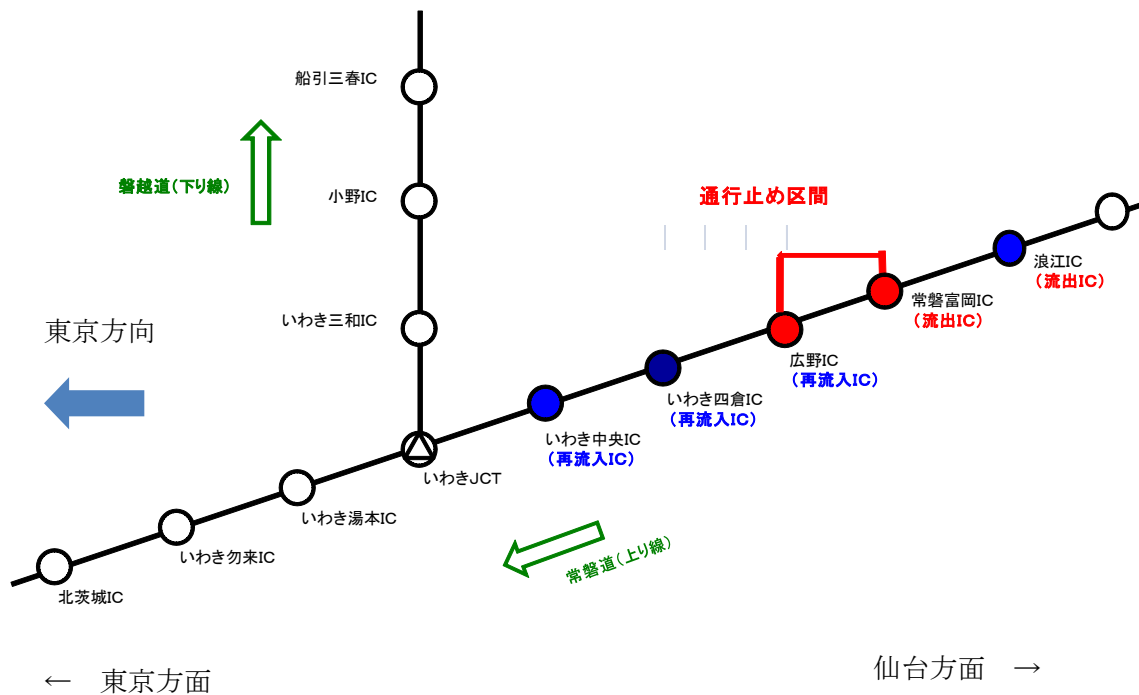
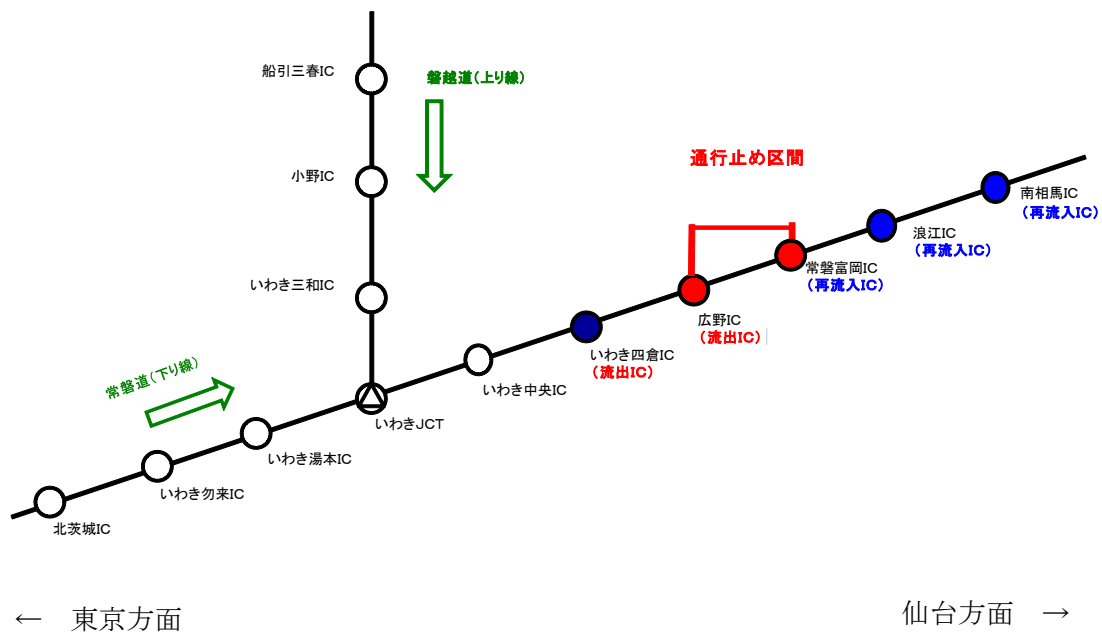


乗継料金調整について

○上り(常磐富岡IC⇒広野IC)の場合



○下り(広野IC⇒常磐富岡IC)の場合



◆乗継料金調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。（ETC車には「乗継証明書」は発行されません）
- 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。
なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡しください。

◆乗継料金調整に関する注意事項

通行止め解除後は、流出ICから流入されても乗継料金調整を行います。

◆自動二輪で走行される方へ

自動二輪のお客さまは、常磐富岡IC～浪江IC間に位置する一般道の一部【国道6号―県道36号及び国道288号―県道35号】が帰還困難区域に含まれるため、ご通行いただけませんので、流出・再流入の際はご注意ください。